

# 中世の大隅国分寺について

栗林 文夫

## (一)

小稿の目的は従来史料が少ないことから、研究がなかった中世の大隅国分寺についてその実態を些少なりとも明らかにすることにある。奈良・平安時代における同寺の研究状況に関しては、史料が少ないながらも若干の蓄積が認められるが、中世に関しては全く見られない。これは文献史料が二点しか知られていないことと、また国分寺が所在したと思われる地域が現在市街地化していることから、全面的な発掘調査が困難なことが理由に上げられる。

もとより筆者もこの問題に全面的に答えるだけの史料を持ちあわせているわけではないが、従来から知られている史料から中世の大隅国分寺関連の史料三点を新たに見出した。更に近世の地誌類に引用された文書や石碑などを使用しながら、若干の考察を試みてみたいと思う。

## (二)

大隅国分寺がいつ衰退したのか史料がなく詳細はわからない。しかし、現在国分寺跡地に「康治元年壬戌十一月六日」の石塔<sup>(2)</sup>が存在することから、この頃まで何らかの形で存続していたと思われる。この石塔については既にいくつかの研究があるが、前後の歴史的状况を踏まえて、石塔建立の意義について考えてみたい。

寛治元年(一〇八七)、親父惟宗朝臣が大隅国司として在任中に、石清水八幡宮から当国に下向した正八幡宮執印行賢は、この後数回にわたり曾於郡の台明寺に水田を寄進する。行賢は時々台明寺に参詣し、二季

彼岸不断経を勤めたりしていた。康治元年(一一四二)九月二〇日、行賢は台明寺衆集院阿弥陀堂に毎日仏聖料万得領田九段を寄進した<sup>(3)</sup>。台明寺の初期寺領の形成に行賢が深く関わっていたことが知られる。このことから彼は台明寺にとって特別の存在として後々まで崇められ、「行賢大徳」<sup>(4)</sup>・「行賢聖人」<sup>(5)</sup>等と呼ばれた。

また、正八幡宮の本地寺正国寺跡から、康治元年九月四日の銘を有する石仏二体が一九八三年に発見された<sup>(6)</sup>。更に、日当山西光寺・日吉山王社はともに康治元年に天台宗の僧行玄<sup>(7)</sup>が創建したものであるという<sup>(8)</sup>。

以上から、康治元年という特定の年号が国分寺・台明寺・正国寺・西光寺(山王社)の四寺院で見られることが明らかとなった。いずれも、国衙や一宮正八幡宮から比較的近距离に所在する寺院である。確証はないが、行賢がこれらの寺院に関与していたことが推測される。

何故、康治元年がこのように強調されるのであろうか。康治元年という年号がこの地方にとって、何か特別な意味を持っていたために、この年号が書き留められたのではなからうか。その理由をここで明確にすることは難しいが、恐らくは正八幡宮を中心にして、この頃大々的な仏事興行が行われたのではなからうか。その中心にあった人物が、他ならぬ執印行賢であったと推測される。そのため、行賢や康治元年が強烈に印象づけられたのであろう<sup>(9)</sup>。

行賢が執印に在任した時期は、宮領が拡大され、中世的宮家機構が確立し、正八幡宮が国内に及ぼす支配力が飛躍的に増大したと評価されて

いる。<sup>(10)</sup> また近年の研究によれば、蒲生八幡神社と勝栗神社に伝わる一二世紀前半から半ば頃までの奉納鏡は、正八幡宮に関わりを持った工人集団による製作が推測され、ここに執印行賢の介在を想定することも可能であるという。<sup>(11)</sup>

このようなところに行賢が、石清水八幡宮の僧侶でありながら、正八幡宮の執印に派遣された意義が見出されるのである。この頃、大隅国分寺がどういう状態であったのか全くわからないが、康治元年の石塔を仏事興行の結果と考えるなら、恐らくもうこの頃国分寺は荒廃しつつあったのかもしれない。<sup>(12)</sup> 更に、この興行に正八幡宮執印が関与したことを併せ考えれば、国分寺はこの頃既に同宮の何らかの支配を受けつつあった可能性があると思われる。<sup>(13)</sup>

次に国分寺が史料に見えるのは、鎌倉時代に入ってからである。「田中家文書」四三二号、年月日未詳の弥勒寺喜多院所領注進<sup>(14)</sup>である。この史料は、弥勒寺喜多院の「所領庄園名田末寺末宮別保等」を国毎に書き上げたもので、合計一〇四箇所が書き連ねられている。この内、最後の大隅国の項に「正八幡宮・同東俵庄」とともに、「国分寺領薩摩国鹿兒島庄」と見える。

この史料については、大隅国分寺は「のちに宇佐弥勒寺の末寺となり、寺領として鹿兒島庄を有していたと思われる」という解釈がある。<sup>(15)</sup> しかし、この史料の他の部分を見ても、このような「〇〇寺領□□庄」という記述は全く見られず、この書き方が特殊であることがわかる。末寺や末宮である場合は、寺名や宮名だけが記されるのである。ということでは、この書き方の意味するところは、国分寺が末寺であったということよりも、複数ある国分寺領の内の一つ鹿兒島庄が弥勒寺領であったとい

うことをいわんとしていたのではなからうか。国分寺が末寺であれば、単に国分寺と記せば事足りると思われる。このような複雑な書き方をしたのは、薩摩国にある鹿兒島庄を大隅国分寺が領有している事に起因していると思われる。国分寺自体については、この史料だけでは全くわからず、鹿兒島庄という所領を有していたことがわかるだけで、実態は不明といわざるをえない。

また鹿兒島庄についても内実がよくわからない。建久八年（一一九七）六月日の薩摩国凶田帳<sup>(16)</sup>によれば、鹿兒島郡は三二二町の面積を有する島津荘寄郡であった。その内訳は、安楽寺領三七町五段・正八幡宮領荒田庄八〇町・府領社（郡本社）七町五段・公領一九七町から成り立っていた。この中に、大隅国分寺領鹿兒島庄に相当する箇所はない。あるいは、凶田帳の後、公領部分から新たに鹿兒島庄が立荘されたか、それとも単なる誤記か、いずれとも判断がつかかねるのが現状である。

次は、鎌倉時代の末、元徳三年（一一三三）五月一日沙弥道源みやくにのりやう成物注文<sup>(17)</sup>である。書き出しに「けんせん名へんさいし（弁済使）の御米の内おもて、ミやくに（宮国）のりやう（料）ハしのなしもの（成物）、ちうもん（注文）の事」と見え、ここに「一米四斗二升 こくふんし」とある。詳細はわからないが、けんせん名の弁済使米として、国分寺から収納される米四斗二升が書き上げられていると思われる。衰微していた国分寺がこの頃には復興され、米四斗二升を負担できる状態にあったのであろうか。

### (三)

さて、今まで中世の大隅国分寺が荒廃していたことを繰り返して述べてきたが、それでは一体、国分寺が本来担っていた鎮護国家の祈禱はこの

当時、大隅ではどの寺院が担ったのであろうか<sup>(18)</sup>。それは現存史料から考えて、曾於郡の台明寺をおいて他に考えられない。

台明寺のそもそもの出発点は、靈窟が修行者達の信仰を集めるようになったことにある。やがて寺院としての形態を整え、別所衆集院も建てられた。一一世紀前半の台明寺は特定の檀越を持たず、公家御願寺として国衙から支給される料米により祈祷が行われていた<sup>(19)</sup>。国衙の北東(丑寅)に位置して、国衙を鎮護するという意味から靈窟から寺院への発展には国衙の強い影響力が働いていたと思われる<sup>(20)</sup>。

実際史料からは、台明寺が「鎮護国家之祈<sup>(21)</sup>」を繰り返して行っていたことが確かめられる。このことから「朝廷鎮護道場<sup>(22)</sup>」といわれている。以後、朝廷・大宰府・国衙・將軍家・守護等の政治権力のための祈祷を繰り返して行い、やがて「関東御祈禱所<sup>(23)</sup>」となつて行っている<sup>(24)</sup>。このような状況は鎌倉時代を通して基本的に継続されており、国分寺が本来担うべき祈祷は台明寺が代行していたと考えてよいと思われる。

国分寺と台明寺との関係については、「国分諸古記」に興味深い逸話が伝えられている。左に關係箇所を掲げる。

#### 【史料一】

昔日当寺廢壞、而依此鐘（国分寺の鐘；引用者註）徒為風雨被曝、而及欲移于清水台明寺、以使數十人荷之、到河辺俄重於千鈞、各不堪其肩遂投河水、即俾村民百人許推之、鐘破而猶不動、衆人恐其奇異、而如古地返之、輕恰如一羽、迄今其所号鐘測而在清水中也<sup>(25)</sup>、

大意は、国分寺が荒廢した後、その鐘も風雨に曝されて放置されていた。そこで台明寺にこの鐘を移そうとしたところ、河辺で急に重たくなつて運ぶことが出来なくなつた。今そこを鐘測と呼んでいるというも

のである<sup>(26)</sup>。この逸話がいつの時代のものか、どこまで事実を伝えているのか不明であるが（『国分諸古記』はこの説話が俗説であると断つて引用している）、右に指摘した国分寺と台明寺の關係を象徴的に語っているようで興味深いものがある。すなわち、鎮護国家の祈祷を行っていた国分寺の勢力が衰えて、代わりに台明寺が政治権力と結びついて頭角を現してきた。そこで、国分寺から台明寺へ鐘を移す（実権の移動を象徴的に表現しているか）ことになつたが、急に重たくなつて運ぶことが出来なくなつた（権限の移動に国分寺が異を唱えたことを象徴しているか）というものである。

以上のように平安時代、鎌倉時代に台明寺が勢力を有していたのであれば、この頃退転していた国分寺をわざわざ再興する必要もなかつたわけである。国分寺の再興が必要になるのは、台明寺が鎮護国家の祈祷を行ひ得なくなつてきてからである。それはいつのことかというところ、一三世紀の半ば以降のことであると考えられる。この頃から台明寺は近隣の在地民衆の中に信仰の基盤を置き、彼らが寺院運営の一部を担う在地寺院へと変質していった<sup>(27)</sup>。このような寺院となつた台明寺には鎮護国家の祈祷は行いえず、新たな寺院の創出<sup>(28)</sup> 国分寺の再興が図られることになるのである。ここに、鎌倉時代末期に国分寺が再び歴史上に登場する理由が存するのである。

#### (四)

中世後期の国分寺は、正八幡宮との關係において史料上に散見される。すなわち、「祢寝文書」嘉吉四年（一四四四）正月一八日正八幡宮政所下文と「同文書」長祿四年（一四六〇）七月五日正八幡宮補任状<sup>(29)</sup>、それぞれ「權故所兼国分寺別当散位息長宿祢」と「權政所兼国分寺別

当散位息長宿祿」と見える。また、「止上神社文書」の永祿一二年（一五六九）八月の正宮御伝記写に、「權政所兼国分寺別当三位佐馬頭息長宿祿道隆」と見える。<sup>(30)</sup>この三例からだけで断定することは慎重でなければならぬが、一五・六世紀頃正八幡宮の權政所の職にあった息長氏が国分寺別当の職を兼帯することが慣例となりつつあったのではなからうか。従って、この史料から国分寺の実態を云々することはできないが、鎌倉時代末期頃に再興された国分寺が、この頃正八幡宮の支配下に置かれていたことは指摘できると思われる。

ところで、『国分諸古記』には国分寺が所蔵する中世文書として、次の二点の史料が収録されている。

#### 【史料二】

一 義昭將軍御書写

相国寺普広院之儀、京都依錯乱及退転候、就其蔭涼斬下国候、此節再興之馳走可喜入、猶昭光可申也、

九月十五日

御判

右義昭將軍御書卷軸与申伝、国分寺格護、

一 大膳太夫義祐書写

為天下御立願金泥心経、州々国分寺御奉納之勅使四辻宰相中将殿御下向、其国御経被仰付候条一通進之候、尔々御祈念尤肝要候、恐々謹言、

七月四日

大膳太夫義祐判

右御書付国分寺格護<sup>(31)</sup>

前者は將軍足利義昭の御内書で軸状になっていたようである。内容は京都相国寺の塔頭普広院が戦乱により退転したので、再興させるために

蔭涼軒を下向させるといふものである。文末に名がある昭光は真木鳥昭光のことで、一色昭秀等とともに義昭の書を携えて相手側に伝えている事実が知られる。<sup>(32)</sup>内容的に直接国分寺に関係があるものではなく、宛所もないので、何故国分寺に相伝されたのか不明である。

後者については、その経緯が『三国名勝図会』卷之三十一に記されている。左に關係箇所を示そう。

#### 【史料三】

後奈良天皇天下安寧の爲とて、金泥の心経を諸国の国分寺に納め給ふ。勅使四辻参議中将季遠、天文十一年、壬寅、六月下旬、日州山東に下着す（中略）、時に日隅大乱起りて、通路を断つ、因て心経を伊東大膳大夫義祐に属す、義祐使僧をして、大隅守護代本田紀伊守董親に転致す、董親これを領して、是ノ年十一月四日、当寺に奉納す、（事は、義祐七月四日の書翰、董親十一月四日の願書にみえたり、心経は、紺地金泥を以て書き、白木の函に納め、義祐の書と共に、今董親が後昆の家に伝ふ） ※（ ）は双行

右の史料の「義祐七月四日の書翰」がこれに相当する。金泥の心経は白木の箱に収められて、本田董親の子孫の家に伝えられているという。他国では一宮に奉納された事例が二五ヶ国あり、国分寺だけではなかったことが知られる。当時まだ鎮護国家の祈祷を担うべ寺院と朝廷側から意識されていたことの証であらう。<sup>(33)</sup>

現在、国分寺跡には永祿五年（一五六二）の大隅国分寺跡六観音石碑と天正一〇年（一五八二）二月の国分寺再造立の碑が残されている。<sup>(34)</sup>

前者には、大願主として、清水楞嚴寺の一三世近沢当海・瀧脇安純・浄行禪門各々三〇余人が記され、作者として堂司比丘永雅敬白とある。国

分寺は、天文年中（一五三二～一五五五）に清水楞嚴寺八世の代春和尚により再興され、同寺の末寺となつていたので、六観音石碑に楞嚴寺の近沢の名があるのであろう。後者の国分寺再造立の碑には、大願主として測脇讚岐入道浄月斎の名が見える。測脇氏については詳しいことは不明であるが、近世には国分衆中の中に名が見える。門名に由来すると推測されているが、史料的には未詳である。

このようにして中世に数回にわたつて再興された国分寺は、近世になると「主僧一口の草庵なりといへども、廻国修行納経所となりて、参詣の徒絶」ない状況であつた。廻国修行納経所とは、六十六部聖達が法華経を奉納した場所のことで、一宮や国分寺などが選ばれることが多かった。大隅国では正八幡宮が著名である。

しかし、納経所になつたからといつても、近世において決して順調ではなかつたようである。『国分諸古記』に収められる「隅州曾於郡国分郷太平山国分寺再造立記写」「国分寺撞鐘銘」「国分寺客殿御修甫御免御書付写」等現存する史料からこのことが窺える。廃仏毀釈で廃寺となるまで、近世を通じて細々と命脈を保つていたというのが現実であらう。

#### 註

- (1) 寺師見国・木村幹夫「大隅」（角田文衛編『新修国分寺の研究第五卷下・西海道』吉川弘文館、一九八七年）・永山修一「奈良・平安時代の大隅国分寺について」（『宮田ヶ岡瓦窯跡』始良町埋蔵文化財発掘調査報告書七、鹿児島県始良町教育委員会、一九九九年）。
- 大隅国分寺に関する研究文献については、角田文衛編『国分寺研究文献目録』（同編『新修国分寺の研究第六卷・総括』吉川弘文館、一九九六年）、中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的

研究』（岩田書院、二〇〇〇年）の大隅国の項（六三五～六四八頁、日隈正守氏執筆）を参照。

(2) 『三国名勝図会』卷之三十一。

(3) 康治元年九月二〇日正八幡宮執印行賢寄進状（『鹿児島県史料旧記雑録前編一』二四号、以下では『旧前一』と略記する）。

(4) 応保二年五月一五日台明寺住僧等解（『島津家文書』一七七号）。

(5) 弘安一〇年八月日台明寺衆徒申状（『島津家文書』一八四号）。

(6) 藤浪三千尋『隼人塚の歴史』一九九四年（私家版）・八尋和泉「鹿児島県の彫刻・康治銘石仏と頂相二例その他」（『鹿児島県文化財調査報告書』第四一集、一九九五年）。

(7) 行玄は藤原師実の子息で天台座主となつた人物である。行賢と行玄が混同されたものと思われる。拙稿「中世地方寺院と地域社会——大隅国台明寺を中心に——」（『歴史学研究』第七〇二号、一九九七年）を参照。

(8) 『三国名勝図会』卷之四〇。

(9) 前掲拙稿「中世地方寺院と地域社会」。

(10) 日隈正守「諸国一宮制の成立と展開——大隅国正八幡宮の場合——」（九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』吉川弘文館、一九九〇年）・同「荘園公領制の形成過程に関する一考察——大隅国の場合——」（『熊本史学』第六八・六九合併号、一九九二年）。

(11) 久保智康「中世銅鏡の在地製作——蒲生八幡神社と勝栗神社の踏み返し鏡をめぐる——」（『鑄造遺跡研究資料二〇〇四——中世・近世の鑄物生産と民俗例——』鑄造遺跡研究会、二〇〇四年）。

(12) 興行には、「振興、復興の意」がある（荒居英次他編『古文書用

字用語大辞典』一七一頁、柏書房、一九八〇年)。康治元年の石塔を、本稿とは反対に国分寺が盛大であったことの証左と解する立場がある(『鹿児島県史・第一巻』一一二頁・『角川日本地名大辞典四六・鹿児島県』一五二頁、角川書店、一九八三年)。しかし、後述するように台明寺が国分寺の機能を代行していたと理解する本稿の立場からは、荒廃しつつあった国分寺を興行した結果と考えるべきであると思う。

(13) 前掲永山「奈良・平安時代の大同国分寺について」でも、正八幡宮と国分寺の間に何らかの関係が生じていたと推測している。

(14) 『石清水文書之二』所収。この史料の年代については、『石清水八幡宮史料第六輯』は鎌倉時代(一九八頁)、『神道大系神社編四七・宇佐』では平安時代末期(一一頁)と推測している。

(15) 『日本歴史地名大系第四七巻・鹿児島県の地名』六五二頁、平凡社、一九九八年。

(16) 『島津家文書』一六四号。

(17) 『国分宮内沢氏文書』(『旧前』一六〇六号)。

(18) 鎮護国家の祈禱が、中世の国分寺にとって前代に変わらず重要な役割であった(追塩千尋『国分寺の中世的展開』吉川弘文館、一九九六年)。

(19) 『台明寺文書』長久二年二月二日大隅国司庁宣(『旧前』四号)・「同」天承元年九月七日正八幡宮執印行賢寄進状(『旧前』一七号)など。

(20) 前註(9)。

(21) 『台明寺文書』長久四年八月一日大隅国符案(『旧前』一五号)

など。

(22) 『台明寺文書』応保三年二月一日台明寺住僧等解(『旧前』一四二号)。

(23) 『台明寺文書』仁治元年一〇月三日台明寺牒(『島津家文書』一八〇号)。

(24) 『台明寺文書』寛元元年九月日大隅国守護代定重寄進状案(『島津家文書』一八一号)。

(25) 国分郷土誌編纂委員会編『国分郷土誌・資料編』三〇七頁、国分市、一九九七年。

(26) 大字郡田に「鐘ヶ淵」という小字が現存する(『角川日本地名大辞典四六・鹿児島県』一一〇二頁)。

(27) 前註(9)。

(28) 『衾寝文書』七八四号(『鹿児島県史料旧記雑録拾遺家わけ』所収)。猶、同文の文書が「桑幡文書」二二二号にも収録されている(三ツ石友三郎「桑幡文書(続)」、『隼人町郷土史研究会誌』第三号、一九五九年)。

(29) 『衾寝文書』七八五号。「桑幡文書」二四号に同文の文書が収録されている。

(30) 『国分郷土誌・資料編』七七頁。

(31) 『国分郷土誌・資料編』三〇六頁。

(32) 年未詳九月四日足利義昭御内書(『鹿児島県史料旧記雑録附録』五三六号)など。

(33) 前掲追塩『国分寺の中世的展開』二二五頁。

(34) 『国分郷土誌・資料編』三・四頁。

(35) 『角川日本姓氏歴史人物大辞典四六・鹿児島県姓氏家系大辞典』  
七三三頁、角川書店、一九九四年。

(36) 前註(2)。

(37) 拙稿「伊弉神力坊について―ある六十六部聖の生涯―」(『黎明館  
調査研究報告』第一七集、二〇〇四年)。

【附記】

本稿では、二三世紀後半に台明寺が鎮護国家の祈祷を行った寺院から、在地民衆の中に宗教的基盤を置く在地寺院へと性格変化したことに、国分寺が歴史上に再登場する理由を求めた。

しかし、全国的規模で当時の状況を勘案すると、蒙古襲来という対外的危機に対処するために、鎌倉幕府は弘安七年(一二八四)に諸国国分寺・一宮興行令を全国に対して発令している。隣国薩摩の国分寺では、この興行が実行に移された事実が知られている(井原今朝男「中世の国衙寺社体制と民衆統合儀礼」、一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開』下 総合研究編)岩田書院、二〇〇四年を参照)。大隅国分寺の場合、この点史料不足で明らかにしがたいのだが、一国内・全国という両方の視点が必要であろう。

(本館学芸専門員)

